

心かよい 人がきらめく せせらぎ遊園のまち

まちの情報

広報

こうら



2007

3

<http://www.biwa.ne.jp/~kouracho/>

広報こうら 2007年3月号 / 通巻第327号 発行 / 甲良町総務課 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在士353-1 TEL.0749-38-5061 FAX.0749-38-5072 Eメール kouracho@mx.biwa.ne.jp

T O W N I N F O R M A T I O N



元気いっぱい「鬼は外」よりも…!

甲良西保育センターひまわり園

2月2日(金)

節分の集いに鬼さん登場!! 鬼さんが「泣き虫はいないか〜。いじわるな子はいないか〜。」と子どもたちの前に。あまりのリアルさに(写真下)子どもたちも一瞬固まってしまうましたが、すぐに「鬼は外! 福は内!」と鬼さんに向かって豆をまきました。

最後には、今年も病気をしない丈夫なからでありますように…と願いながら豆を食べました。



2 仕事内容が変わります。

4 学校紹介

5 滋賀県議会議員 選挙

12 予防接種カレンダー

15 認知症

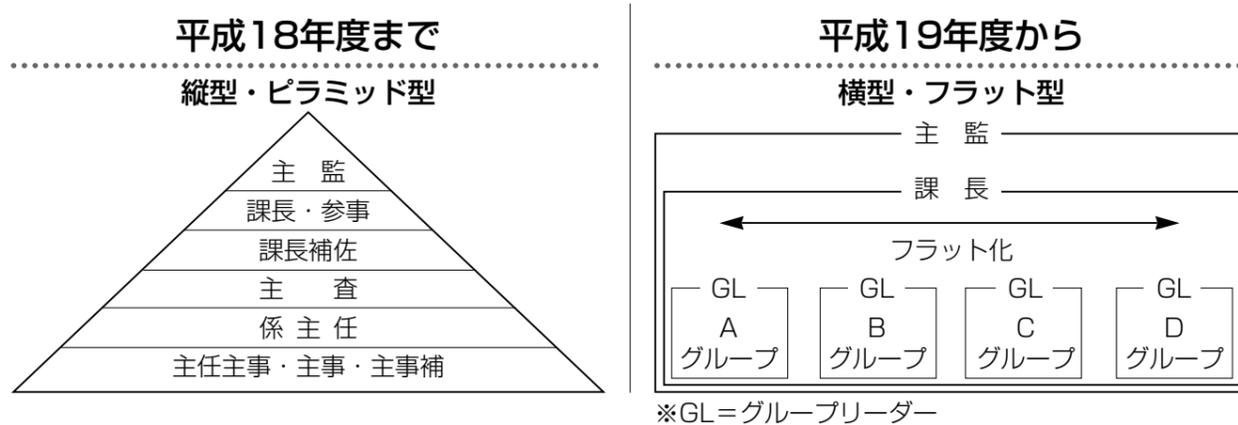
20 交通事故防止運動

22 広告募集

機構改革

4月1日から役場の組織が変わります。

平成19年4月1日から役場の内部組織が係制を廃止し、グループ制に変わります。



Q1.グループ制になると役場に行きにくくなったり、相談しにくくなるの？

- A1.住民のみなさんにご迷惑をかけないよう、行政サービスの向上に努めます。
- A2.わからないことは気軽に役場へ電話してください。(代表TEL38-3311)
- A3.住民のみなさんも、できるだけ「地域活動」にご参加ください。

Q2.つまり、何が変わるの？

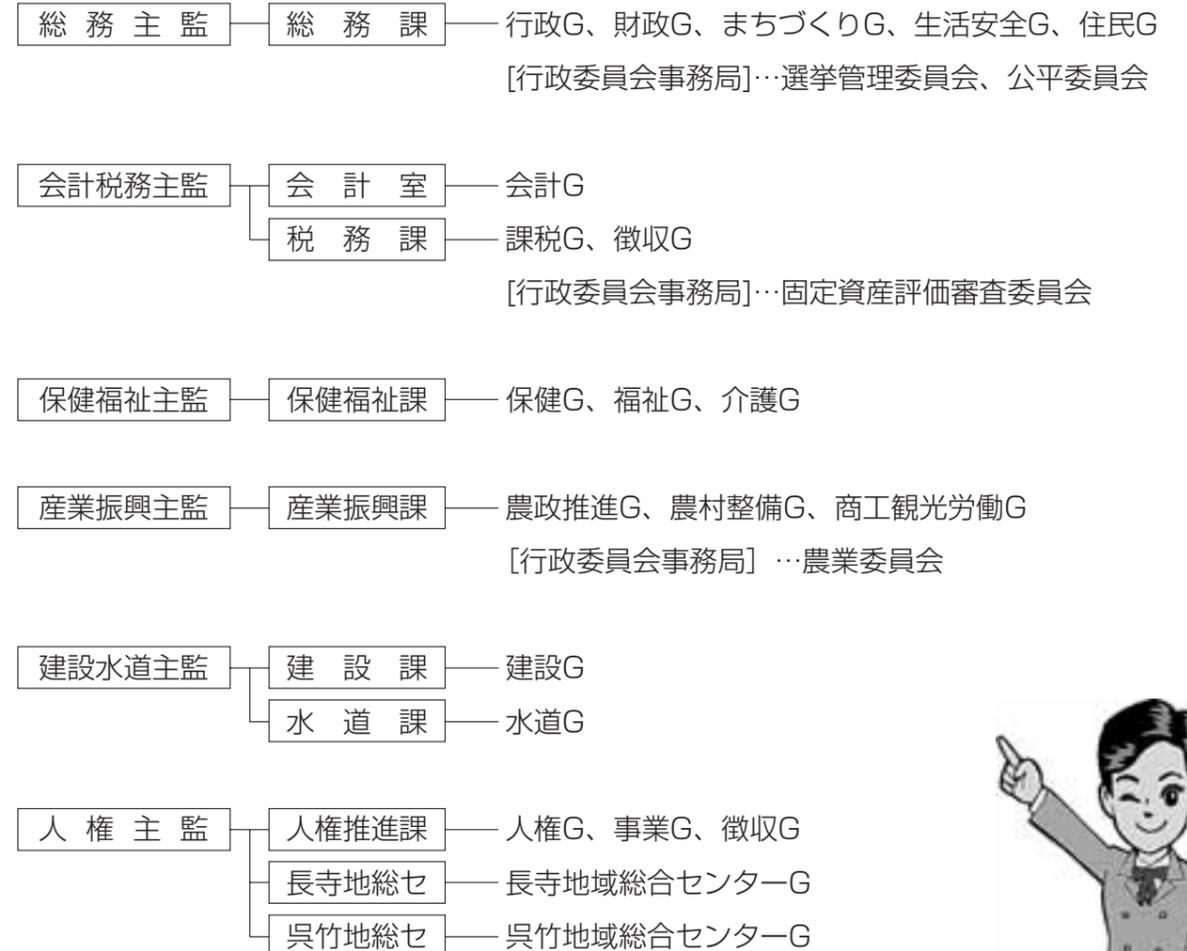
- A1.今まで以上にチームの力を生かして、効率よく仕事を進めます。
 - A2.分権型社会に適應できるよう、行政運営の向上に努めます。
 - A3.グループ制の導入によって、職員の資質の向上に努めます。
- ※お気づきの点がありましたら、ご意見をお寄せください。



課の名称の変更

- 会計室の新設…地方自治法の改正により、収入役が廃止され、一般職による「会計管理者」を置くことから。
- 住民課を廃止…住民課の事務を総務課、税務課、保健福祉課に所属がえする。
- 産業振興課の設置…地域振興課を改称する。

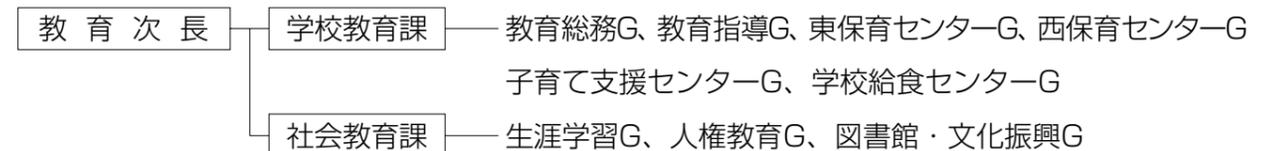
町長部局 (G:グループの略号)



議会事務局



教育委員会事務局



グループリーダー (GL) は、管理職 (課長、参事、課長補佐) があたる。

学校 せせらぎ遊園のまち甲良は まちも人も育む場所

甲良町の学校では、いろいろな行事が一年を通して行われています。

そこには、年代を越えたふれあいがあります。生きていくからこそ語り合い、生きていくからこそ

愛することができるのです。

地域の子を愛し、何事にも健やかに育てていくために、大人は真の大人になり、そして、子どもたちの真の価値を見つけましょう！

甲良東小学校



「読書タイム」の取り組み

甲良西小学校



「尼子そば」そば打ち体験

▶東小まつり
ブックフェスタ
パネルシアターへようこそ



▶陶芸クラブ



甲良中学校



◀甲良中学校学園祭



◀海外派遣 in ニュージーランド



◀中学生議会



◀2年職場体験学習
フレンドマーケット秦荘店

選挙 選挙管理委員会からのお知らせ

4月8日(日)は滋賀県議会議員一般選挙が行われます。

この選挙は私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。

また、公職選挙法の一部が改正され、「期日前投票制度」が導入されています。

投票日にやむを得ない理由で投票できない場合は、期日前投票および不在者投票(病院等にて)をして、あなたの貴重な一票をムダにすることのないようにしましょう。

期日前投票制度

投票日当日(4月8日)、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。なお、期日前投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の「宣誓書」を期日前投票所で記載してから投票となります。

期日前投票ができる期間

選挙期日の告示日の翌日から投票日の前日までの間です。

3月31日(土)から4月7日(土)までの午前8時30分から午後8時まで、土曜日・日曜日にも投票できます。

期日前投票のできる場所

甲良町期日前投票所(甲良町役場第3会議室)

投票入場券が届いていましたら、ご持参くださるようお願いいたします。

不在者投票制度

出張や旅行中の方は、あらかじめ甲良町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

入院中の方は、病院で不在者投票ができますので、病院を通じて投票用紙を請求してください。投票でき

る病院は指定されていますので、病院、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、老人ホーム等の指定施設でも投票することができます。

郵便投票制度

身体に一定の重度の障害を有する方は、郵便で投票する制度があります。郵便投票証明書の交付を受け投票用紙等の交付申請をしていただいたうえで、郵便により投票する制度です。

開票

4月8日(日) 21時から甲良町公民館2階多目的ホールで行います。

投・開票速報

甲良町防災無線で、投票日当日に投開票状況をお知らせします。

お問い合わせ先

甲良町選挙管理委員会事務局
(総務課)
TEL.38-3311

投票のできる人

(①②両方とも満たす方)

①日本国民で選挙の日に満20歳以上の方(昭和62年4月9日以前に生まれた方)

②平成18年12月29日以前から引き続き3カ月以上本町内の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方

投票所入場券

世帯ごとに封書で郵送します。(封筒の中には、入場券が入っています。届きましたら確認をお願いします。)万一、紛失したり、忘れた方は、投票時に受付で申し出れば投票することができますので、棄権することなく貴重な一票を投票してください。

～統一標語～

まちがすき 願いよとどけ 投票日

総合学習 1年生総合学習●2月8日
福祉体験学習 in 甲良中

甲良町社会福祉協議会から講師を招き、『手話教室』『高齢者類似体験』『車いす体験』学習会が行われました。

この学習は、何気ない日常生活を、いつもと違う角度から体験し、“当たり前”という固定観念を取り外

し、感性を豊かにすることを目的としています。

生徒たちは、体験を通して何を感じたのでしょうか!? その答えは、これからの生活の中で見えてくるでしょう。



手話
初めのうちはなかなか
上手に話せません



高齢者
見えにくい、動かしにくい



車いす
介助が難しい



人権 第14回部落解放研究滋賀県集会
第6分科会「女性から見たマイノリティの歴史と文化」

人権、平和、民主主義を基軸に21世紀における部落解放や人権確立の発展と前進をめざす理論と運動を創造しようをテーマに第14回部落解放研究滋賀県集会が2月17日、米原市の県立文化産業交流会館を主会場に行われ1300人の参加がありました。

この集会では、午後から行われた第6分科会は、甲良町が担当し、アイヌ女性、在日コリアン女性、沖縄女性から伝統文化の歌や踊りなどの郷土芸能が披露されました。この後、被差別部落の女性も加わり、それぞれの置かれてきた立場を、女性としての視点から語

り合うパネルディスカッションが行われました。

中学校まで、日本名を名のっていた在日コリアン女性が本名で生きようとした時、回りの高校生活から異様なまなざしで見られた体験などが出されました。

分科会参加者は、踊りに参加したり、マイノリティ(少数派)女性のメッセージを真剣に耳を傾けたり、楽しくも考えさせられる分科会でした。

マイノリティとは…少数派。少数民族
反意語 マジョリティ



人権 人権尊重と部落解放をめざす
『青年・女性のつどい』が2月10日に開催されました

今年は、盲導犬とともに各種コンサートをおこない活躍されている、作曲家でもあり、演奏家でもある前川裕美さんをお招きして人権コンサートが行われました。この集いの存在する意味の一端がこの人権コンサートには詰まっていたいました。甲良町が集いの目的に達するために、これからも実践活動につなげていきたいと思います。



まちづくり すてきにまちづくりシンポジウム

「せせらぎ遊園のまちづくり」から、次なる構想へとステップアップするために、これから甲良町はどうあるべきなのかを、「グリーン・ツーリズム」をキーワードに町公民館に180人あまりの住民および行政が集まって学習を深めました。

山崎甲良町長の「ふるさと交流村のめざす方向性について」の報告が終わったあとに、講師の東洋大学社会学部の青木辰司教授から「持続可能なグリーン・ツーリズム 英国から学ぶ実践的農村再生」と題した講演

がありました。その中でグリーン・ツーリズムの失敗例や成功例を交えながら、従来の“観光”ではなく“歓交（交流）”がこれからは重要であるとの話しをされました。最後には、「ふるさと交流村に期待するもの」をテーマに、町民の代表によるパネルディスカッションが行われ終演しました。

これから「ふるさと交流村」が甲良町に溶け込んでいくためには、住民の力なくしてはありえません。今後の展開が楽しみになるよう期待したいものです。



▲甲良町に期待を寄せて語る青木教授



パネルディスカッションの参加者

グリーンツーリズムとは？

都市と農村の相互補完・共生による国土の均衡ある発展を基本目標とした『緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（農村で楽しくゆとりある休暇）』観光ではなく「歓交」！

グリーンとは？

単に「緑」や「自然」という意味ではなく、「地上のすべての生命の尊重、資源の適正利用、あるいはすべての生物の相互関連の認識」という環境保全や社会・文化の持続可能性の確保という意味も含む。→農村再生（地域づくり）

ツーリズムとは？

物見遊山的観光ではなく、さまざまな個性的な体験や交流を通して、心身をリフレッシュする活動を意味し、そうしたライフスタイルの定着によって、新たな複合的な農村産業の振興および確かな農村居住の定着（自然葬？）をめざす。
※物見遊山とは、あちこちと見物して回ること。

青木教授シンポジウム資料より

商工会 酒蔵コンサート

古い酒蔵で、穏やかな夜をゆったりとした気分で…。音楽と共に、心なごむひとときを…。

元憂歌団 木村充輝

元憂歌団のメインヴォーカリスト。“天使のダミ声”と称されるその声で、憂歌団デビュー以来、30年間絶大な人気を誇ってきた木村充輝。昨春には初のセルフカバーアルバム『30th party』や、デビュー30周年を記念したオリジナルニューアルバ

ム『小さな花』をリリース。

日時▶3月24日(土)

18時30分開演

場所▶豊郷町吉田 (株)岡村本家

定員▶先着100名

料金▶4,500円(食事代込)

夕食は近江湖東バイキング。田舎料理の店「遊亀亭」にて湖東地域ならではの料理バイキングをお楽しみいただけます。(17時～)

主催▶びわこ湖東路観光協議会

お申し込み▶電話・FAXにて

豊郷町商工会まで。

TEL.35-2022

FAX.35-4522

お問い合わせ

甲良町商工会 TEL.38-3530



就学奨励資金給付

就学奨励資金給付申請について

要保護および準要保護児童・生徒就学援助補助金

この制度は、小・中学校に在学している児童・生徒のいるご家庭で、経済的な理由により就学することが困難な場合に、学用品費・学校給食費など必要な援助をすることで、小・中学校における義務教育の円滑な就学を図る制度です。

■援助の対象となるもの

学用品費、新入学児童・生徒学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などがあり、援助額が定められています。

■申請方法

各学校または教育委員会へ直接申し込んでください。なお、申請されても対象者とならない場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育総務 TEL 38-5070



地域振興

鋒山由男さん、滋賀県果樹品評会で滋賀県議会議長賞を受賞

地域振興課

金屋の鋒山由男さんが、滋賀県・滋賀県果樹組合連合会主催による、『平成18年度滋賀県果樹品評会』において、柿の早生品種『新秋』を出品され、滋賀県議会議長賞を受賞されました。

柿の早生品種の部には、県内各地から25点の出品がされ、その中で、鋒山さんが生産された柿が、外觀・食味などで、もっとも良い成績をおさめられました。

これを励みに、さらに品質の良い、おいしい柿の生産が期待されます。



募集 グリーンファイターズ ボランティア募集

甲良町では町内小学校4年生を対象に『グリーンファイターズ』を結成しています。

グリーンファイターズは、自然観察や環境を学習することで、自然に興味を持ち、せせらぎのまちや未来の環境を大切にしたい行動のできる人になってもらうことを目標にした団体です。

★対象者 町内新中学2年生～大学生

★仕事内容 子ども達の安全確保・活動プログラムの補助

★活動日 主に土曜日（月1回程度）…年間半数以上は出席してください。

★申し込み・お問い合わせ

教育委員会事務局 社会教育課

TEL.38-3315 FAX.38-4336

★申し込み期限 3月30日(金)

★活動例 正楽寺山ハイキング、川遊びと水生生物の観察、里山体験、野鳥観察など



禁煙 「たばこ」は、いらないよ!

教育委員会 TEL.38-3315

4月から学校(園)の施設敷地内が全面禁煙になります。

〈目標〉

- ①健康教育推進の観点から喫煙防止教育の一層の充実を図る。
- ②学校をクリーンな環境にし、受動喫煙の被害から児童・生徒の健康を守る。
- ③教職員が喫煙しないという望ましいモデルを示す。
- ④喫煙者の健康リスクを減らす。
- ⑤たばこを吸わない人の健康を守る。



ご協力をお願いします!

税金 税務課からのお知らせ (TEL.38-5064)

正しい申告と納税は町民のルール



税金は納税者自身が自主的に期限内に申告・納税をする『自主納付』が本来の姿です。

納期限までに税金を納めないときは、督促手数料や延滞金を加算して納めていただくことになります。たとえば、うっかり忘れていたとしても納期限に間に合わなければ延滞金の対象になりますのでご注意ください。

さらに納めないで放っておくと、財産の差し押えを受けることになりますので、必ず納期限までに納めましょう。

病気や災害、失業などやむを得ない理由で納税できない人は税務課までご相談ください。



軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に税金がかかります。

下取りや譲渡、故障や車検切れなどで放置している車で、すでに乗っていないのであれば3月30日(金)までに廃車の手続きをしてください。また住所や名義が変わっても変更手続きをしてください。滋賀県ナンバーは、軽自動車検査協会(守山市木浜町)が混雑しますので、3月中旬までに手続きをすませてください。

4月1日までに廃車手続きがすんでいないと引き続き所有者に課税されます。今一度確認をお願いします!!

身体に障害のある方などに対する減免制度があります。

軽自動車税の減免が受けられるのは、身体障害者の方などのために使用される軽自動車(バイクも含む)で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていて、一定の要件に該当する場合のみ受けられます。詳しいことは税務課までお問い合わせください。

「固定資産税」の縦覧・閲覧について

《縦覧制度》納税者が、自己の資産の評価額と他の評価額との適正さを縦覧帳簿により確認できます。

▶ご覧いただける内容…土地価格等縦覧帳簿【町内の課税対象土地の所在、地番、地目、地積、評価額】家屋価格等縦覧帳簿【町内の課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額】 ※所有者や税額等は、縦覧内容の対象に含まれません。

▶ご覧いただける方…土地価格等縦覧帳簿【1月1日現在、町内に課税対象土地を所有されている納税者】家屋価格等縦覧帳簿【1月1日現在、町内に課税対象家屋を所有されている納税者】

▶縦覧時に必要なもの…印鑑および本人確認について、納税通知書、課税明細書、運転免許証等の提示 ※納税者の代理人の方は、これらに併せて委任状が必要です。

▶縦覧の期間と場所…平成19年4月2日(月)～平成19年5月31日(休)の執務時間内(土・日曜日、祝祭日は除く。)税務課

《閲覧制度》閲覧は、年間を通して納税者本人の資産について固定資産課税台帳により確認していただくものですが、有償で土地や家屋を借りている方や固定資産を処分する権利を有する方も収益の対象となる部分について閲覧できます。

▶閲覧時に必要なもの…納税者本人【印鑑および納税通知書、課税明細書等の提示】借地借家人や権利を有する方【賃貸契約書や資産処分に関する選任書等、当該権利を称する書類の提示】 ※法人については、委任状もしくは社印、ならびに社印証明書等代理人本人であることの確認できるのものが必須です。

保存版 1年間大切に保存してね!
平成19年度 予防接種カレンダー

病気（感染症）を予防するために、予防接種が果たす役割はたいへん大きいといえます。
大切な子どもを守るために進んで予防接種を受けましょう。

☆予防接種に関するお問い合わせ先

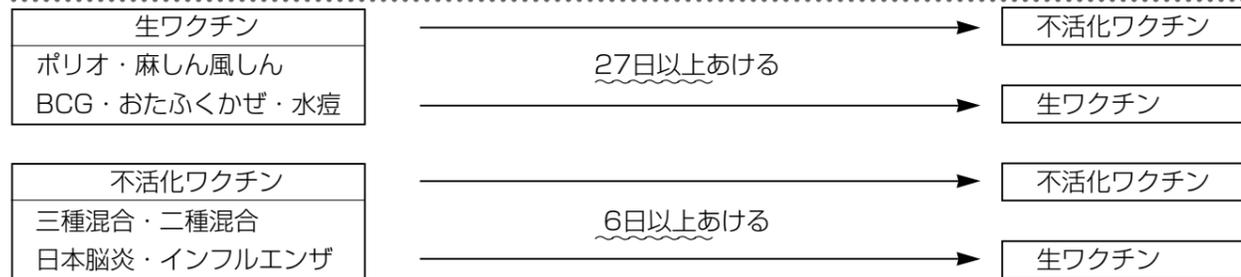
甲良町保健福祉センター
TEL.38-3314 FAX.38-5150

予防接種を正しく受けるには…

「予防接種」に使う薬液のことを『ワクチン』といいます。
ワクチンには「生ワクチン」と「不活化ワクチン」があります。
ワクチンの種類によって接種できる間隔が決まっています。
したがって、正しく理解し、接種しましょう。



予防接種の接種間隔



予防接種を受ける方へ…

- ・ 予防接種を受ける方は、母子手帳発行時に配布している『予防接種手帳』を必ず読み、標準接種年齢で受けるようにしましょう。
- ・ 体温は接種会場で測ります（念の為家庭でも測ってください）

BCG予防接種 (結核予防)	毎月、4カ月健診時に実施します（日時については乳幼児健診カレンダーでご確認ください） 予診票を忘れずにお持ちください。
-------------------	--

※法律の改正により、標準接種年齢等が変更になる予防接種があります。不明な点については、保健福祉センターへお問い合わせください。

※他の医療機関で、個別の接種を希望される方は事前に保健福祉課まで、必ずご連絡ください。

集団接種

実施場所：甲良町保健福祉センター 受付時間 13:15～14:00

予防接種名	実施日	対象児・受け方
ポリオ	4月11日(水) 4月20日(金)	春と秋に1回ずつ、計2回服用します 平成18年1月～平成18年11月生まれの児 ※7歳6カ月未満の児でまだ2回接種できていない児
	10月10日(水) 10月23日(火)	平成18年6月～平成19年5月生まれの児 ※7歳6カ月未満の児でまだ2回接種できていない児 2回の間隔が長くあいても大丈夫ですので、必ず2回服用してください
三種混合 破傷風 百日咳	毎月第1火曜日	【I期初回】 対象：生後、3カ月以上の児 ※7歳6カ月未満の児でまだ接種できていない児 受け方： 3～8週の間隔 をあけて 3回 受ける ただし、 8週以上 間があくと、法律にもとづかない接種となるので注意してください
	4月3日	
	5月1日	
	6月5日	
	7月3日	
	8月7日	
	9月4日	
	10月2日	
	11月6日	
	12月4日	
破傷風 百日咳	H20年1月8日 (1月は第2火曜日)	【I期追加】 対象：I期初回3回目を接種後、1年経過している児 ※7歳6カ月未満の児でまだ接種できていない児 受け方： I期初回3回目接種後、1年以上 あけて 1回 受ける ただし、1年6カ月以上間があくと、法律にもとづかない接種となるので注意してください
	2月5日	
	3月4日	

個別接種

実施場所：各月ごとに決められた医療機関 時間 9:00～12:00

(混合ワクチン) 麻しん風しん	実施日	対象児	医療機関	対象：2歳未満の児で、麻しん、風しんどちらも未接種の児 決められた日時に左記の医療機関へ行き、個別に接種します。時間厳守で、受けに行ってください。 持ち物 ・母子手帳 ・予診票 (白茶色の紙)
	4月24日(火)	平成18年3月生まれの児	若松医院	
	5月22日(火)	平成18年4月生まれの児	宮尾医院	
	6月28日(木)	平成18年5月生まれの児	若松医院	
	7月24日(火)	平成18年6月生まれの児	宮尾医院	
	8月29日(水)	平成18年7月生まれの児	若松医院	
	9月25日(火)	平成18年8月生まれの児	宮尾医院	
	10月24日(水)	平成18年9月生まれの児	若松医院	
	11月27日(火)	平成18年10月生まれの児	宮尾医院	
	12月20日(木)	平成18年11月生まれの児	若松医院	
H20年1月22日(火)	平成18年12月生まれの児	宮尾医院		
H20年2月28日(木)	平成19年1月生まれの児	若松医院		
H20年3月25日(火)	平成19年2月生まれの児	宮尾医院		

★日程が変更になる場合がありますので、広報こうらの「健康カレンダー」を必ずご覧になって、日時を確認のうえお越しください。

お知らせ 役場からのお知らせ

住民票・戸籍・所得証明等、各種証明書交付請求の際に本人確認にご協力ください!!

甲良町では本人になりすました不正な交付請求を防ぐため、平成19年4月1日から、住民票・戸籍・所得証明など各種証明書交付請求をされる時に本人確認をさせていただきます。

各種証明書を請求される際には、本人であることが確認できる書類（免許証・健康保険証など）の提示をお願いします。

個人情報の保護のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 住民課 TEL 38-5063



ふとん・カーペット類の処理について

有料でふとんやカーペットなどを裁断しないでリバースセンターで処理できます。

役場住民課で搬入日、種類、枚数を申請し、搬入許可証をもらって、リバースセンターへ搬入してください。

ただし、1日の搬入枚数に制限がありますので、希望日に搬入できないことがあります。

料金は、10kg以下は500円、以後10kgごとに500円加算されます。

搬入先▶湖東広域衛生管理組合 リバースセンター

※搬入時間は、9:00から16:30

ふとん・カーペット類の搬入日（甲良町のみ）

平成19年度	4月	3日・10日・17日・24日
	5月	1日・8日・15日・22日・29日
	6月	5日・12日・19日・26日
	7月	3日・10日・17日・24日・31日
	8月	7日・14日・21日・28日
	9月	4日・11日・18日・25日
	10月	2日・9日・16日・23日・30日
	11月	6日・13日・20日・27日
	12月	4日・11日
	1月	22日・29日
	2月	5日・12日・19日・26日
	3月	4日・11日・18日・25日



民生児童委員の変更

(旧) 田井中正巳さん→(新) 西川誠一さん 担当字 金屋 TEL38-4788〔任期：H19. 11. 30まで〕

3月の住民課窓口業務時間延長日

9日(金)と23日(金)です。

19時まで窓口業務を延長します。

業務内容

- ①住民票の写しの交付 ②戸籍抄本・謄本の交付
- ③印鑑登録 ④印鑑証明の交付
- ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付

閉庁時間帯（休日・時間外）の受付について

閉庁時間帯（休日・時間外）は住民票等の異動事務（転出・転入・転居等）および、証明発行業務（戸籍・住民票・印鑑証明等）は受付できませんので、ご注意ください。戸籍の届出（婚姻・離婚・出生・死亡等）は閉庁時間帯でも届出できますが、関連する手続きに後日再度来庁いただくことがありますのでよりしくお願い致します。

お問い合わせ 住民課 TEL38-5063

認知症

「認知症を知り 地域をつくる10カ年」キャンペーン

認知症サポーター100万人キャラバン展開中

明日のわたしのためだから

尊厳をもって最後まで自分らしくありたい。これは誰もが望むことである。この願いをはばみ、深刻な問題になっているのが「認知症」である。



認知症は誰にも起こりうる脳の病気に起因するものである。85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれており、現在は169万人であるが今後20年で倍増することが予想されている。

周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことは可能である。そのためには地域の支え合いが不可欠である。

誰もが認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば「尊厳ある暮らし」をみんなで守ることができるはずである。このキャンペーンは、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを一人でも増やし、安心して暮らせる町づくりを住民の手で展開するものである。あなたやあなたの家族が、認知症になる可能性も、決して低くはありません。あなたも自分のこととして、認知症について考えてみてください。

甲良町でも、このキャンペーンの取り組みが始まっています。

甲良町では、認知症サポーターを養成するためのキャラバンメイトの育成を昨年9月～12月に実施しま



した。現在12名のキャラバンメイトの方がおられます。平成18年1月9日には、甲良町民生・児童委員の方々がキャラバンメイトから熱心に認知症サポーター養成研修を受けて、全員が認知症サポーターとして登録されました。認知症サポーターの方には、サポーターの証であるオレンジリングが配られました。



あなたにもできることがあります。

地域・職場・仲間、私たちも「認知症サポーター」になってみようとお考えの方、甲良町在宅支援センターまでご連絡下さい。

認知症キャラバンメイトによる出前養成講座（約1時間半程度）をおこないます。

お問い合わせ・お申し込み等お待ちしております。



あら、また財布探してる??
おばあちゃん、大丈夫かしら…
最近よくあるし、
どうしたらいいのかな?
困ったなあ!!

お問い合わせ

甲良町在宅介護支援センター（担当：小林）
TEL.38-5151



児童
手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童のお母さんなどに対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

手当が支給される場合

手当を受けることができる方は、次のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで、または、20歳未満で中度以上の障害のある児童）を養育している母または養育者です。

- ① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 捨て子などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

手当が支給されない場合

- ① 母が婚姻したとき（内縁関係、同居も含む。）
- ② 児童や母または養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く。）や遺族補償を受けうることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき
- ④ 児童が障害の父に支給されている公的年金の額の加算の対象となっているとき
- ⑤ 児童や母または養育者が日本国内に居住していないとき
- ⑥ 児童が父と生計を同じくしているとき
- ⑦ 昭和60年8月以降に支給要件に該当してから5年を経過しても請求しなかったとき

手当の額（月額）

- ・ 児童が1人の場合
全額支給 41,720円
一部支給 41,710円～9,850円
- ・ 2人目の児童 5,000円加算
- ・ 3人目以降は、さらに3千円ずつ加算

所得の制限

前年の所得に応じ、その年度（8月～翌年7月）の手当の一部または全部が支給停止になります。

お問い合わせ

住民課 38-5063



特別児童扶養手当

子どもさんの健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障害のあるお子さんをご家庭で監護しているお父さんやお母さんなどに対し、支給される手当です。

手当が支給される場合

手当を受けることができる方は、次のとおりです。
・ 精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている人（精神の障害の場合、1人ではまったく日常生活ができないかいちじるしく制限される程度。身体障害の場合は、おおむね身体障害者手帳1・2級または3級程度のとき）

手当が支給されない場合

- ① 児童が障害による公的年金を受けられるとき
- ② 児童が児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき
- ③ 児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に居住していないとき

手当の額（月額・一人分）

- 1級 50,750円
- 2級 33,880円

所得の制限

前年の所得に応じ、その年度（8月～翌年7月）の手当の全部が支給停止になります

お問い合わせ

保健福祉課 38-5151



子育て
支援
センター

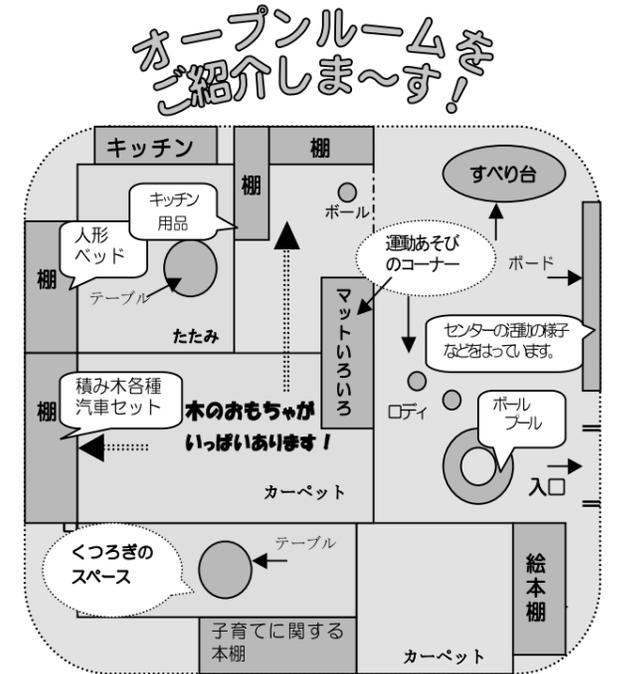
ほっと館 だれもがホッとする場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

オープンルームに遊びに来ませんか?

6月に開所して以来、毎日、かわいいお子さんと一緒に遊びに来てくださっている方が絶えないオープンルーム。しかし、初めて利用された方の中には「こんなに気軽に子どもと遊べる部屋があったんですね」という声が…。そこで、もっと子育て真っ最中のお母さん・お父さんに知っていただきたいと思い、今回、オープンルームを詳しく紹介させていただきます。

オープンルームには子どもたちの成長を促す玩具を用意しています。暖かい木の温もりを感じられるものや発達段階に応じたものなど子どもたちが目を輝かせて遊んでいます。また、お母さん方用の書籍も置いています。気軽に、たとえ少しでも家事の合間を利用して自由に使用してくださいね。

また、子育てサークルの場所としてはもちろん、お友だちとの子育て談話室として利用して下さるのも大歓迎です。



* 3月の予定 *

- ◆ 相談 日 月～金 13:00～16:00
土 9:00～12:00
- ◇ 保健相談 14日(水) 22日(木) (米田・西川)
- ◇ 乳幼児相談 8日(木) 13日(火)
(大橋み・山本あ・山本た)
- ◇ 小・中・高校生相談 7日(水) 15日(木)
(森・大橋通・長屋・川崎・伊藤)
- ◇ 土曜相談 17日(土) (森・長屋)
- * 相談員 栗山はいつでもいます。
- ★ ご相談内容につきましては秘密厳守いたします。

★ 親子ふれあい教室

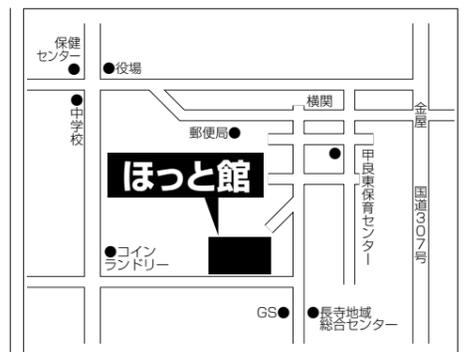
- ☆ こあらくらぶ (0歳児) (保健センター)
7日(水) 10:00～11:30
- ☆ すくすくひろば (西学区1歳児) (呉竹センター)
8日(木) 10:00～11:45
- ☆ のびのびひろば (西学区2.3歳児) (保健センター)
13日(火) 10:00～11:45
- ☆ にこにこひろば (東学区1歳児) (長寺センター)
1日(木) 10:00～11:45
- ☆ わいわいひろば (東学区2・3歳児) (保健センター)
13日(火) 10:00～11:45

ほっとかん!

子育て支援センターは未就園児だけでなく、小学生、中学生、高校生、青年、そしてヤングママ・パパのほっと館でもあります。もちろんおじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎です。相談と大げさに構えないで、気軽においでください。

子育て支援センター（相談時間は13:00～16:00）

ほっと館 TEL.38-8003 FAX.38-3400
* 相談時間についてもご都合に応じます。



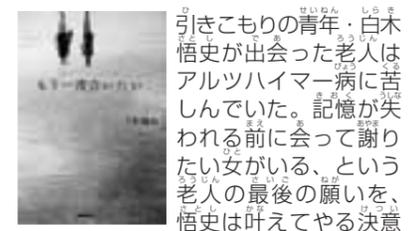
図書館 TEL.38-8088

開館時間 平日10:00~18:00 土日10:00~17:00

新刊 新しくでた本

もう一度会いたい

小杉健治(こすぎ・けんじ)著 日本放送出版協会



引きこもりの青年・白木悟史が出会った老人はアルツハイマー病に苦しんでいた。記憶が失われる前に会って謝りたい女がいる、という老人の最後の願いを、悟史は叶えてやる決意をするが…。世代を超えた「絆」が感動を生む物語。

ジャガー流！人生逆転。

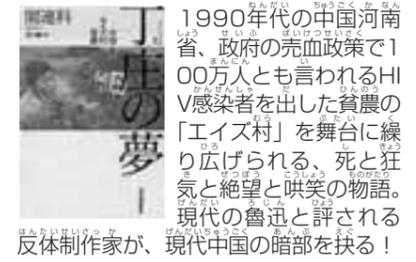
ジャガー横田(じゃがー よこた)著 主婦の友社



頂点を極めた女子プロレスラーから、リストカットと借金の挫折時代。ウソのような恋愛、結婚ストーリー。そして子宮筋腫の発覚、不妊治療失敗を乗り越えて45歳、自然妊娠での初産。ジャガー流、あきらめない人生のヒント。

丁庄の夢 中国エイズ村奇談

閻連科(えん・れんか)著 谷川毅(たにかわ・つよし)訳 河出書房新社



1990年代の中国河南省、政府の売血政策で100万人とも言われるHIV感染者を出した貧農の「エイズ村」を舞台に繰り広げられる、死と狂気と絶望と爆笑の物語。現代の魯迅と評される反体制作家が、現代中国の暗部を抉る！

ここに人間あり 写真で見るハンセン病の39年

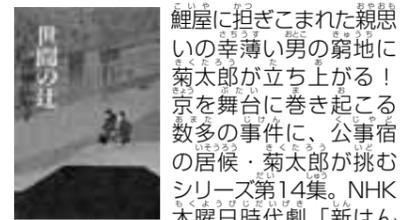
大谷英之(おおたに・ひでゆき)著 毎日新聞社



国は1907年政策の「らい予防法」を改めようとせず、人々の恐怖心を煽り、患者を強制隔離し、強制労働、断種(墮胎)を強いた。隠されてきた歴史の闇、苦しみ、そして闘い…。封印されたハンセン病90年間の闇に迫る。

世間の辻

澤田ふじ子(さわだ・ふじこ)著 幻冬舎(公事宿事件書留帳)



鯉屋に担ぎこまれた親思いの幸薄い男の窮地に菊太郎が立ち上がる！京を舞台に巻き起こる数多の事件に、公事宿の居候・菊太郎が挑むシリーズ第14集。NHK木曜日時代劇「新はんなり菊太郎」原作。

図書館 3月の催し物

影あそび劇

4日(日)14:00~

『古今東西おはなしぞろぞろ』障子や壁に影を映して遊んだ事はありませんか？今回、図書館では影あそび劇団ジョイホナさんによる「影あそび劇」を上演します。光りと影の織りなす、幻想の世界をお楽しみください！

おはなし会

10日(土)14:00~

絵本や大型紙芝居など、楽しいおはなしがいっぱい！みんなで参加してね。

土曜シネマ

17日(土)14:00~

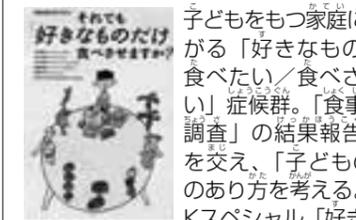
『理想の恋人.com』出演：ダイアン・レイン、ジョン・キューザックほかサラは、幼稚園の先生をしているバツイチの美しい女性。最近、デートもすっかりごぶさた。こんなサラを心配した姉妹が、出会い系サイトにプロフィールを掲載してから事態は一変！！

3月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

■ はおやすみです。

それでも「好きなものだけ」食べさせますか？

田中葉子(たなか・ようこ)著 鈴木正成(すずき・まさしげ)著 日本放送出版協会(NHKスペシャル)



子どもをもつ家庭にひろがる「好きなものだけ食べたい／食べさせたい」症候群。「食事写真調査」の結果報告などを交え、「子どもの食」のあり方を考える。NHKスペシャル「好きなものだけ食べたい」の内容をもとに書籍化。

子ども映画会

24日(土)14:00~

『ウォレスとグルミット 野菜畑で大ピンチ!』年に一度の“巨大野菜コンテスト”まであとわずか。発明家ウォレスと愛犬グルミットはプロの害虫駆除隊として、ウサギから野菜を守っていた。しかしある夜、町中の野菜が大被害にあう！しかも、それが巨大ウサギのしわざだという噂がながれて…。

名作映画会

25日(日)14:00~

『男はつらいよ フーテンの寅』出演：渥美清、倍賞千恵子、新珠三千代ほかお見合を承諾した寅さんが相手の女性に逢ってビックリ。知り合いの旅館の仲居・駒子だった。寅さんは、駒子が恋人への腹いせに見合いをしたことをして…。

お母さんお父さんのための絵本教室

30日(金)14:00~

テーマに沿って絵本の紹介をします。

4月						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

たんじょう 天使のほほえみ

1歳のおたんじょうびおめでとう！

5月号『天使のほほえみ』掲載希望(H18年5月生のお子さん)の方は、3月23日(金)の「乳児の10カ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さまの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

お問い合わせ
総務課 TEL.38-5061
保健福祉センター(保健師) TEL.38-3314



かつらだ ひな
桂田 陽菜
3月9日(法養寺)



はまの あかり
濱野 朱里
3月18日(小川原)



さいらい そうた
西来 颯太
3月24日(長寺)



てらもと しゅう
寺本 秀
3月9日(長寺)

じんけん 新しい人権擁護委員さんが就任されました



1月10日、大津地方務局で法務大臣の任命伝達式が行われ、松下初男さんの後任として小林三津廣さんが新しく人権擁護委員として就任されました。小林さんは、人権意識も高く、現在呉竹自治会の三役で区民の人望も厚く、

何事にも積極的に取り組むことから活躍が大いに期待されます。任期は平成19年1月からの3年間。

男女差別、障害者差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会をつくりたいものです。そのためには、わたしたちひとり一人が、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。人権について相談のある方は、お近くの人権擁護委員、法務局、町役場までお問い合わせください。秘密は厳守します。

【人権相談の具体例】

- ・離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
- ・家主や地主から一方的に追い立てられている。

- ・外国人という理由でアパート等の入居を断られた。
- ・体罰や「いじめ」を受けた。
- ・公務員による乱暴や不当な扱いを受けた
- ・不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- ・部落差別を受けた。
- ・子ども、高齢者が虐待を受けている。
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- ・変なうわさを立てられ、名誉や信用を失った。
- ・近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

【甲良町人権擁護委員】

阪東 祥久さん(下之郷)	38-3241
竹田 金春さん(長寺西)	38-3728
小林三津廣さん(呉 竹)	28-2182

大津地方務局彦根支局	0749-22-0242
滋賀県人権センター	077-527-3885
子どもの人権110番	0570-070-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810
甲良町役場人権推進課	0749-38-5066

こらっ 新入学(園)児の交通事故防止運動実施! 3月15日(日)~4月15日(日)

新入学(園)時期は、新入学(園)児が慣れない通学路を通い始めるなど、子どもの交通事故の発生が予想されるため、家庭・学校・園・地域などが一体となり、新入学(園)児をはじめとした子どもを交通事故から守り、将来の良き交通社会人に育てるため実施されます。

運動の重点

1. 子ども、特に新入学(園)児に対する交通安全教育・指導の徹底
2. 子どもを守る安全運転の励行
3. 通学・通園路の安全確保の推進



違法・迷惑駐車が増えています。

違法・迷惑駐車のために緊急車両が現地に到着できず、悔やんでも悔やみきれないような事態を招くおそれなどが考えられますので、地域ぐるみで、違法・迷惑駐車をなくしましょう。

また、交通マナーの悪さが目立っています。(例：子どもの送り迎え時の駐停車、チャイルドシートやシートベルトの不着用など) 交通マナーを守って安全な地域づくりをめざしましょう。

参考：平成17年県内マナーランキング甲良町は26市町のうちワースト3位でした。平成18年は…?



バスツアー いぬかみ名所史跡めぐり

そば打ち体験・江州音頭披露・地場野菜直売・全員お土産付き

琵琶湖東部に位置する犬上郡の三町には、それぞれに誇れる歴史・文化があります。江州音頭発祥地の豊郷町、藤堂高虎・佐々木道誉・甲良豊後守宗廣を輩出した甲良町、森林豊かな多賀町、町々の選りすぐりの観光地を訪れる、年に一度のバスツアーです。

日時▶3月18日(日)

豊郷町役場駐車場 9時出発

料金▶1名 2,500円 先着90名

※料金には、入場料・拝観料・昼食代・体験料などの料金を含まず。

※積雪等気象条件によって催行を中止することがあります。

スケジュール▶豊郷町役場→高源寺→せせらぎ農産物販売所→一休庵そば道場(昼食)→西明寺→大瀧神社→阿自岐神社→伊藤忠兵衛記念館→豊郷町役場

ご予約・お問い合わせ

豊郷町役場 TEL.35-8114



◀伊藤忠兵衛記念館



西明寺▶



◀大瀧神社

消防 火災防止について

『春の火災予防運動』

来る3月1日から7日までの一週間にわたり、「春季全国火災予防運動」が全国的に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたって、一人ひとりが火災予防の知識を持ち、それを実践することにより火災の発生を防ぐことと、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。



平成17年中の彦根市消防本部管内における火災件数は65件で、そのうち犬上郡三町内で14件の火災が発生しました。また、全国では、住宅火災の死者数が1,223人にのぼり、過去最多となりました。

みなさんもこの運動を通じて、火災予防に対する関心を高めて、家庭や地域から火災が発生しないよう火の取扱いに十分気を付けてください。

また、日頃から火災予防のために「火の用心7つのポイント」を心がけてください。

- ①家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ③天ぷらをあげるときは、その場を離れない。
- ④風の強いときは、たき火をしない。
- ⑤子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- ⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

以上のことを守り、もし自分のまわりで火災が起きた時、自分自身は何ができるのか、この機会にもう一度家庭や職場内で防火について話し合いをしてみはいかがでしょうか。

そして、自治会や事業所等で防火訓練や消火訓練、救急訓練等が行われる時は、みなさんも積極的に参加し、消火器・消火栓等の取り扱いや応急手当を身につけ、自分の身は自分で守るという強い気持ちを持ってください。



『行楽期における火災の被害防止』

春の行楽シーズンの到来とともに、ハイキングや山菜採り等、山に入ることが多くなります。この時期は、

降水量が比較的少なく、空気が乾燥し草木が燃えやすくなっているうえ、強い風が吹くなど一年のうちでもっとも山火事が発生しやすくなっています。

山に入る方は、山火事を未然に防ぐためにも次のことに心がけてください。

- ①火遊びやたき火等をしない。
- ②強風時および乾燥時には、山仕事でも火入れをしない。
- ③たばこの吸い殻は必ず消し、携帯灰皿などに入れて持ち帰ること。決して「ポイ捨て」をしないこと。

以上の三点を一人ひとりが守っていただければ、山火事を防ぐことができます。

また、この時期は、家族や親しい仲間同士等で旅館・ホテルなどの宿泊施設を利用する機会が多くなります。しかし、旅館・ホテルのような不特定多数の人が宿泊する施設においては、利用者がその施設に不案内であるため、ひとたび火災が起きると大きな混乱を生じ、多数の死者を生じる大惨事につながるおそれがあります。



旅館・ホテル等の関係者の方々も、繁忙期の火災発生を防ぐために十分な火災予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊される方も寝たばこなどにより火災を起こさないよう十分気を付け、万一、火災が起きたときの避難経路の確認など、施設を利用する上での注意が必要です。



◎旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方へ

- ①2方向以上の避難経路、非常口を各室に設置している案内図等を参考に、実際に歩いて確認しておく。
- ②非常用懐中電灯や消火器、避難器具等を確認しておく。万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示にしたがってください。

◎たばこの処置

- ①寝たばこは絶対にしない。
- ②たばこを吸う場合には、所定の喫煙場所で吸うように心がける。
- ③たばこの火が完全に消えたことを確認する。

以上のことに注意し、レジャーを楽しむ人が各自で防火の正しい知識を持ち、火災のない行楽期にしたいものです。

お知らせ 今月のお知らせ

こんなときは国民年金の届出が必要です!

国民年金は、日本国内に住む20歳～59歳までの方すべてが加入する制度です。

次のいずれかに該当するときは、市役所・町役場の国民年金担当課(係)または社会保険事務所への手続きが必要です。届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できない場合があります。ご注意ください。**20歳になったとき(誕生日の前日)**…会社員、公務員等を除きます。

会社等を退職したとき…被扶養配偶者がいる場合は配偶者の方の届出も必要です。

第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき…収入が増えたとき、離婚したとき等

住所、氏名が変更になったとき

国民年金被保険者の種別

第1号被保険者…自営業者・学生等、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方

第2号被保険者…厚生年金保険・共済年金に加入している方で原則65歳未満の方

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

お問い合わせ

滋賀社会保険事務局彦根事務所 TEL.23-1114

環境にやさしいエコ交通を推進し、近江鉄道・路線バスに乗って買物に行こう!

エコ交通で彦根市内のCPカード加盟店で買物をしてポイント3倍ゲット

3月1日(木)～3月31日(土)の間、近江鉄道または彦根市内を運行しているバス路線(※1)を利用し、利用証明書(※2)を持参して彦根CPカード加盟店(※3)で買物をされるとCPカードのポイントが3倍進呈されます。

※1:対象となるバス路線は「三津屋線」「旭森循環線」「彦根駅市立病院線」「彦根県立大学線」「多賀線」となります。

※2:利用証明書は、近江鉄道では「彦根駅」の改札口、路線バスではバス車内の料金箱前に設置してあります。(利用証明書は1店舗につき1枚ご利用ください。)

※3:CPカード加盟店は彦根市商店街連盟までお問い合わせください。

お問い合わせ

TEL.22-7303

広報こうらに掲載する広告を募集します!

広告の規格▶縦45mm×横88mm×2枠

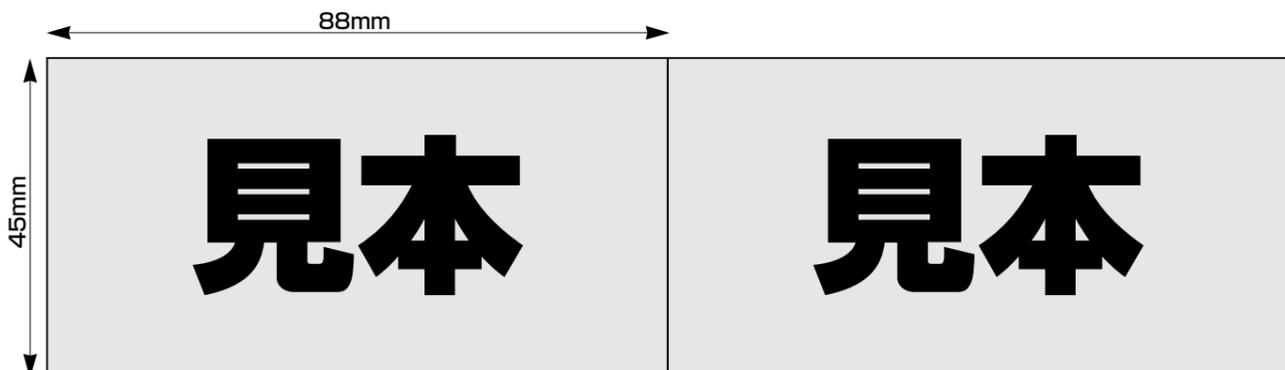
広告料▶1枠 10,000円

申し込み方法▶発行日の1月前までに広告掲載申し込み書に版下(印刷に使用する完全な原稿)を添えてお申し込みください。

掲載号▶5月1日号から毎月。詳細については甲良町ホームページをご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ▶総務課 TEL0749-38-5061 FAX0749-38-5072

Email somuka@town.koura.shiga.jp



プール & お風呂

温水プール・香良の湯

3月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2 教・シ	3 教	4
5	6 休	7 教	8	9 教・シ	10 教	11
12	13 休	14 教	15	16 教・シ	17 教	18
19	20 休	21 教	22	23 教・シ	24 教	25
26	27 休	28 教	29	30 シ	31	

4月						
月	火	水	木	金	土	日
				教・シ	教	1
2	3 休	4 教	5	6 教・シ	7 教	8
9	10 休	11 教	12	13 教・シ	14 教	15
16	17 休	18 教	19	20 教・シ	21 教	22
23/30	24 休	25 教	26	27 シ	28	29

教…教室日 シ…シルバーデー 休…休館日

一般開放

時間▶13:00～21:00(日曜日は20時まで)
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで
入場料▶大人 500円
 中人 300円(中学生)
 小人 200円(5歳～小学生)
※4歳以下は無料
※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記料金の半額です。

香良の湯

入浴時間▶13:00～20:00
入浴料▶大人 200円(中学生以上)
 小人 100円(小学生)
※障害者手帳をお持ちの方は半額です。
シルバーデー
毎週金曜日、甲良町内にお住まいで65歳以上の方に限り、無料になります。

お問い合わせ 香良の湯 TEL. 38-5155

3月の直売所

営業時間 毎週土曜日 9時～15時
 毎週日曜日 9時～12時30分
場所 北落地区(国道307号線沿い)
TEL 38-2744



3月の行政・人権擁護相談日程

行政・人権擁護相談日▶
3月6日(火) 13時～16時
行政相談日▶
3月20日(火) 13時～16時
行政相談委員▶ 松原美智子
会場▶保健福祉センター 2階 相談室
お問い合わせ▶総務課 TEL. 38-3311

訂正とお詫び 広報こうら2月号でご案内しました豊郷病院公開セミナーの日程に誤りがありましたので、ここに訂正しお詫びいたします。(誤) 3月3日→(正) 3月10日

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

3月後半分

会場:保健福祉センター

健康診査

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
乳児健診4カ月 及びBCG予防接種	23日(金)	13:00~13:30	H18年11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10カ月	23日(金)	13:30~14:00	H18年5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

4月前半分

健康診査

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
3歳6カ月健診	4日(水)	13:00~14:00	H15年9月・10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
中期離乳食教室	10日(火)	9:00~9:30	H18年8月・9月生まれの児	母子手帳・質問票

予防接種

三種混合	3日(火)	13:15~14:00	[I期初回] 生後3カ月以上の児 [I期追加] I期初回3回目を接種後、1年経過している児 ※7歳6カ月未満の児でまだ接種できていない児	母子手帳・予診票
ポリオ	11日(水)	13:15~14:00	H18年1月~H18年11月生まれの児 ※7歳6カ月未満の児でまだ2回接種できていない児	母子手帳・予診票

子育てサークル

あおぞら (3月分)	8日(木) 22日(木)	9:30~11:30	1歳~3歳で保育園に入園していない 子どもとその家族の方	お茶・コップ
スキップランド (3月分)	9日(金) 16日(金)	10:00~11:00	0歳児から保育園に入園していない お子さんと家族の方	とくにありません
子育て相談 (4月分)	3日(火)	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に 関する相談を行います	母子手帳

お問い合わせ 保健福祉センター(保健師) TEL. 38-3314/38-5151

ひとのうごき

2007年(H19)2月1日現在

人口	8,169人	(- 1)
男	3,928人	(- 1)
女	4,241人	(± 0)
世帯数	2,394世帯	(+ 7)

()内は前月の比較

今月のひとこと

やすらぎがそこにはあります。
 素敵な時間がそこにはあります。
 世の中に吹き荒れる風にも微動だにせず
 素敵な出会いを求めてたたずんでいます。
 きっと、素敵な人が現われるでしょう。
 だから、この場所にいるんだから！
 世の中の風潮に流されず、ドーンと構えて…
 「楽しい話を聞かせてね！待ってるよ(^_^)v」

